

令和6年度

三重県起業支援金のご案内

県外から三重県内に移住し、新たに起業又は事業承継・第二創業をされる方に対して支援します！

【公募期間】令和6年6月28日(金)～令和6年11月15日(金)

申請書は、必ず郵送にてご提出ください《事務局への持ち込み不可》

※必着

※予算が上限に達し次第、この期間にかかわらず募集を終了することがあります。

【補助内容】

《補助対象者》 次の要件を全て満たす方が対象となります。

※その他の補助要件については、交付要領及び募集要項をご確認ください。

- (1) 以下のいずれかに該当する者であること。 ※みなし大企業は除く。
 - ① 令和6年4月1日以降、本事業の交付決定事業完了日までに、個人事業の開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者となる者であること。
 - ② 令和6年4月1日以降、本事業の交付決定事業完了日までに、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で地域課題の解決に資する社会的事業を事業承継又は第二創業により実施する個人事業主又は株式会社等の代表者となる者であること。
- (2) **県外から三重県に移住する者**であること。(以下のいずれも該当する者)
 - ・ 申請日において、三重県外から三重県に転入後1年以内であること、又は本事業の交付決定事業完了日までに三重県外から三重県に転入する予定であること。
 - ・ 転入前1年間は県外に居住していること。
 - ・ 三重県に転入後5年以上継続して県内に居住する意思を有していること。
- (3) **国等から起業・創業に関する補助金等の交付を受けていないこと。**

補 助 率	補助対象経費の1/2以内
補 助 限 度 額	200万円(上限)
補 助 対 象 期 間	交付決定日 ～ 令和6年12月27日(金) ※対象期間内に支払を含め事業を完了する必要があります

【申請書提出先・問合せ先】

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

電話:059-253-4355 ※平日午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

【補助対象となる事業・経費】

補助対象となる事業: 次のいずれにも該当する事業

- ① 地域課題の解決を目的として実施される事業であること。
- ② 三重県内において実施する事業であること。
- ③ デジタル技術を活用すること。
- ④ 第一次産業における起業等ではないこと。

補助対象となる経費: 補助対象となる事業の実施に必要な次の費用

1. 直接人件費
2. 店舗・事務所等賃借料
3. 設備費
4. 原材料費
5. 知的財産権等関連経費
6. 謝金
7. 旅費
8. マーケティング調査費
9. 広報費
10. 外注費
11. 委託費

※補助対象経費の詳細は、募集要項をご確認ください。

三重県ホームページURL:

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000177_00005.htm



【申請に必要な書類】

事業計画書(様式1、様式2)

補足説明資料 補足説明が必要な場合に提出(任意)

役員等に関する事項(様式3)

納税証明書類

住民票または戸籍の附票の写し

住民票除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)

履歴事項全部証明書(既に開業済の場合)

税務署に提出した開業届の写し(既に開業済の場合)

履歴事項全部証明書(別法人の役員に就任している場合)

交付申請に必要な各様式等は、上記の三重県ホームページからダウンロードしてください。

○他の補助金の交付を受けている事業と同一の内容は認められません。

○申請書類の作成に当たっては、募集要項を必ずお読みください。

○補助事業に係る契約(発注)は、原則交付決定日以後に限ります。

○補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

○不正または虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。

○申請に当たっては、交付要領及び募集要項をご確認ください。